

平成25年度公社等外郭団体の点検評価等について

「公社等外郭団体への関与等に関する指針（平成16年10月29日 行財政改革推進本部・公社等外郭団体見直し部会決定。以下「関与等指針」という。）」に基づき、公社等外郭団体（以下「公社等」という。）の主体的、自立的な経営を促進するために実施した、「運営状況等に関する調査」及び「点検評価」（以下「点検評価等」という。）の実施方法とその結果は、次のとおりである。

1 点検評価等の基本的考え方

（1）基本的考え方

マネジメントサイクルが確立され、「成果重視の主体的・自立的な公社等経営」が確保されているかを評価

県行政の補完的業務を担い、県と連携しながら県民サービスの向上に努めなければならない社会的責任を負うことに鑑み、各公社等が経営目標を設定し、コスト意識を持った経常的な点検評価、見直しなどを行うマネジメントサイクルが確立され、計画的かつ適正な業務運営が図られているかを評価することを基本とする。

（2）点検評価等の視点と主な評価項目

《視点1：計画性》

公社等経営の理念・目標・方針等が、各種計画等に反映され、事業の企画立案、実施、評価、改善が行われているかという、経営マネジメントサイクルの視点

〔評価項目：定性指標〕

- 各種計画の目標値と実績の差異の分析
- 環境変化、住民ニーズの的確な把握 など

《視点2：経済性・効率性》

事業の収支バランスと採算性・収益性の視点

〔評価項目：定量指標〕

- 施設等稼働率・収支比率・人件費比率 など

〔評価項目：定性指標〕

- 収支バランスや収入増加策の評価
- 経費削減策の評価
- サービス向上策の評価 など

《視点3：個別課題への対応状況》

各公社等の個別課題の取組状況・進捗管理

(3) 点検評価等の実施方法と視点

① 一次点検評価【公社等による点検評価等】(平成25年7～8月実施)

ア 実施方法： 公社等は、「付表（運営状況等に関する調査）」を作成するとともに、自ら点検評価を行った上で、「点検評価表」を県の所管部局長に提出する。

イ 視点： 「経営責任者による主体的な点検評価等」がなされること。

② 二次点検評価【県所管部局による点検評価等】(平成25年8～9月実施)

ア 実施方法： 所管部局長は、「付表」の内容を検証するとともに、二次的な点検評価を行った上で、「点検評価表」を総務部長に提出する。

イ 視点： 「所管部局長としての責任ある公社等の点検評価等」及び「部局長自身の責任ある関与状況などの点検評価」がなされること。

③ 三次点検評価【総務部による点検評価】(平成25年9月実施)

ア 実施方法： 各所管部局長から提出された「点検評価表」について、総務部において、三次的な点検評価を行う。

イ 視点： 「統一的・客観的な点検評価」であること。

④ 点検評価等結果の公表

ア 実施方法： 点検評価等の結果について、概要等を県ホームページ等で公表する。

イ 視点： 「行政の透明性の確保と説明責任の遂行」を果たし得る公表内容であること。

<p>公社等名称</p>	<p>公益財団法人ふくしま自治研修センター</p>
<p>(1) マネジメントサイクルによる主体的・自主的な公社等経営</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 県内自治体職員の資質向上及び能力開発に係る研修事業、政策支援事業を実施するため、「研修基本要綱」に基づき、年度ごとの「事業計画」及び「収支計画」を策定し運営を続けているところであるが、経営的観点から主体的・自主的な財団の運営をマネジメントするため、中長期的に達成すべき業務、内容等を盛り込んだ経営計画を早期に策定し、目標達成に向け取り組む必要がある。 ■ 平成24年度収支は、調査研究支援事業の一部について調査研究支援基金の取崩しで対応したことから、3,255千円の支出超過となった。 	
<p>(2) 設立目的や県民ニーズに即した事業実施</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 平成24年度の研修部門は、受入実績が5,902名となり、東日本大震災前の水準程度に回復した。 ■ 次年度の研修の企画及び実施に向け、要望に応えた研修内容とするための自治体への訪問調査、研修生及び担当講師に対するアンケート調査や「理解度調査」「行動変容度調査」等を実施している。 ■ 政策支援部門では、二本松市の行政改革等6件について、専門アドバイザーによる助言指導等を行ったほか、棚倉町の「地域のニーズにあった公共交通体系の調査研究」を共同で行うなど、自治体のニーズに応じた支援が提供されているものと認められる。 	
<p>(3) 民間等との役割分担・環境の変化を踏まえた今後の方向性</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 平成24年4月1日に新公益法人制度上の公益財団法人に移行したことから、今後とも公益認定基準を遵守しつつ、公益目的事業の実施に努めていく必要がある。 ■ 東日本大震災からの復興等に係る多数の行政課題が生じていることから、新たな課題に対応できる人材の育成や専門的かつ高度な政策支援を始め、増加傾向にある新規採用職員や新任係長への適切な研修の実施が求められる。 	

<p>公社等名称</p>	<p>福島県土地開発公社</p>
<p>(1) マネジメントサイクルによる主体的・自主的な公社等経営</p>	
<p>■ 「福島県土地開発公社経営方針」を策定し、①時代の要請に沿った事業の見直し、②業務量に応じた組織体制の合理化、③着実な債権管理と収入の確保を柱とした成果目標を定め、検証、評価、反映のマネジメントサイクルを確立している。</p> <p>■ 平成24年度収支は、2,326千円の黒字となっており、実施事業が縮小する中、堅実な経営が行われている。</p>	
<p>(2) 設立目的や県民ニーズに即した事業実施</p>	
<p>■ いわき四倉中核工業団地造成事業用地については、平成24年度に3区画を分譲し、26区画中12区画が販売済みとなった。</p> <p>■ 会津喜多方中核工業団地（仮称）に係る調査費の公社立替分については、県が平成24年度及び25年度の2か年で償還することとなり、予定どおり当該年度分の4,000万円の償還を受けた。</p>	
<p>(3) 民間等との役割分担・環境の変化を踏まえた今後の方向性</p>	
<p>■ 当公社については、平成17年3月の公社等外郭団体見直し部会で、新規事業には着手せず、継続事業及び債権管理のみを行い、業務量に見合った組織・人員体制の合理化を進めることとされ、将来的には解散する方向性が示されている。</p> <p>■ 最後の継続事業であった「いわき四倉中核工業団地整備事業」については、県が当公社の持ち分を買い戻して清算することとなり、当公社の平成26年度以降の業務は、債権管理のみとなることから、組織体制を見直すとともに最終的な解散に向けた課題等を検討していく必要がある。</p>	

<p>公社等名称</p>	<p>財団法人福島県文化振興財団</p>
<p>(1) マネジメントサイクルによる主体的・自主的な公社等経営</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 平成24年10月1日、財団法人福島県文化振興事業団及び財団法人福島県文化振興基金が、東日本大震災によって停滞していた県民の文化活動への支援の拡充、更には、文化による人づくり、地域づくり等への広範囲かつ多大な寄与を目的として、財団法人福島県文化振興財団に統合（文化振興事業団が文化振興基金を吸収合併）された。 ■ 県からの出捐金の追加及び財団法人福島県文化振興基金の財産承継により財務基盤の安定化が図られたが、新公益法人会計基準の導入により退職金引当金の計上が義務化され、それに対応する資産の積立不足（約1億9,600万円）が課題となっていることから、財団の経営努力により改善を図ることが求められている。 ■ 平成24年度収支については、管理経費の抑制や文化振興基金の資産承継等により、20,557千円の黒字となっている。 	
<p>(2) 設立目的や県民ニーズに即した事業実施</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 文化センターについては、震災による休館や部分的な開館を余儀なくされていたが、震災復旧・耐震改修工事が完了したため、9月29日に再開館となった。 開館日数及び利用時間の拡大や福島県文化センター再オープン記念事業などの企画・実施等により、年間利用者数は前年度比約14万8千人増の21万1千人となった。 ■ 文化財センター白河館（まほろん）については、震災により延期となっていた開館10周年記念事業等の開催により、前年度比で約6千人増の約3万1千人となった。 	
<p>(3) 民間等との役割分担・環境の変化を踏まえた今後の方向性</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 平成26年4月1日からの公益法人化を目指していることから、計画的に手続を進めていく必要がある。 ■ 震災以降の利用者数が震災以前の水準まで回復していないことから、当財団が有している専門性やこれまでの経営ノウハウ等の資源を最大限にいかし、更なるサービス向上を図り、利用者数の回復に努めていく必要がある。 	

<p>公社等名称</p>	<p>公益財団法人ふくしま海洋科学館</p>
<p>(1) マネジメントサイクルによる主体的・自主的な公社等経営</p>	
<p>■ 「(財)ふくしま海洋科学館新・中期経営計画」において、成果目標を数値化し、当該成果目標に基づき点検・評価を行っているほか、来館者へのアンケート調査に加え、地域の団体との意見交換等を通して利用者や地域ニーズの把握に努めるなど、様々な角度からPDCAサイクルの確立に取り組んでいる。</p> <p>■ 平成24年度収支は、法人の効率的な施設運営に加え、風評による入館料収入減少分に係る東京電力(株)からの損害賠償収入があったことから、37,682千円の黒字となっている。</p>	
<p>(2) 設立目的や県民ニーズに即した事業実施</p>	
<p>■ 東日本大震災に起因した原発事故により拡散した放射性物質の自然環境への影響について、東京海洋大学、金沢大学と共同で調査・研究、館内外での当該調査結果の情報提供のほか、子どもたちの「命の教育」及び「子育て支援」を強化充実させるための「わくわく里山計画」を検討する等、利用者や地域のニーズに対応した事業を展開しているものと認められる。</p> <p>■ 平成24年度の入館者数は、前年度比倍以上の約52万人に改善したものの、原発事故による風評の影響が依然として大きく、事故前の平成22年度比で40%減と、その回復は鈍いものとなっている。</p>	
<p>(3) 民間等との役割分担・環境の変化を踏まえた今後の方向性</p>	
<p>■ 平成25年4月1日に新公益法人制度上の公益財団法人に移行したことから、今後とも公益認定基準を遵守しつつ、公益目的事業の実施に努めていく必要がある。</p> <p>■ 原発事故に伴う風評により、入館者数が震災前の水準まで回復していないことから、広報や更なるサービス向上に努め、県と連携を図りながら、利用者数の増加に向けた取組を進めていく必要がある。</p> <p>■ 県職員の派遣については、指定管理者として他の民間団体等との公平性の確保や財団の自主的、主体的な経営を促進するため計画的な削減を行っているものの、平成25年度においても、常勤役職員50名中6名の派遣があることから、引き続き派遣の見直しを図り、県関与の縮小に努めていく必要がある。</p>	

<p>公社等名称</p>	<p>公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構</p>
<p>(1) マネジメントサイクルによる主体的・自主的な公社等経営</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 平成24年度末、平成25年度から29年度までの数値目標を盛り込んだ新たな経営計画を策定した。 ■ 平成24年度収支は、東日本大震災や原子力発電所事故により、他の類似施設が使用不能となったことによる代替利用により、青少年会館勘定で2,897千円の黒字、被災者の二次避難所として宿泊施設提供等の特殊要因がなくなったことなどから、男女共生センター勘定で1,735千円の支出超過となった。 	
<p>(2) 設立目的や県民ニーズに即した事業実施</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 青少年会館では、子どもと親が一緒になって楽しみ、学び、教え合うなどのコミュニケーションの場を提供する「こども未来フェスタ」、震災との関連が深い「心のケア」関係の講演会など、東日本大震災や原子力発電所事故による影響を踏まえながら、青少年の健全育成活動に積極的に取り組んでいるものと認められる。 ■ 男女共生センターでは、「東日本大震災及び原発事故によって生じた避難生活の実態と課題」を研究テーマとし、男女共同参画を推進するための課題や解決方法について、県内の団体等からの提案により調査・研究を実施するなど、本県のニーズに即した事業が展開されたものと評価できる。 	
<p>(3) 民間等との役割分担・環境の変化を踏まえた今後の方向性</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 自己資産である「青少年会館」と県の公の施設である「男女共生センター」という2つの性格の異なる施設を管理運営している。昭和54年に建設された青少年会館については施設の老朽化、男女共生センターについては近隣施設との競合など、いずれの施設とも厳しい状況下にあることから、両施設の更なる連携を図るなどし、利用水準が維持できるよう、次年度以降の対策が求められる。 ■ 男女共生センターへの県職員の派遣については、指定管理者として他の民間団体等との公平性の確保や財団の自主的、主体的な経営を促進するため計画的な削減を行っているものの、平成25年度においても2名の派遣があることから、引き続き派遣の見直しを図り、県関与の縮小に努めていく必要がある。 ■ 平成25年6月3日に新公益法人制度上の公益財団法人に移行したことから、今後とも公益認定基準を遵守しつつ、公益目的事業の実施に努めていく必要がある。 	

<p>公社等名称</p>	<p>公益財団法人福島県国際交流協会</p>
<p>(1) マネジメントサイクルによる主体的・自主的な公社等経営</p>	
<p>■ 平成23年度から平成27年度を計画期間とする「第4期運営基本計画」を策定し、5年間の目標が数値化され明確になっている。東日本大震災を踏まえ、県民の声と社会情勢の変化を加味し同計画を変更するなど、主体的・自主的な公社経営が行われている。</p> <p>■ 平成24年度収支は、長期にわたる低金利状況の中で基本財産運用益の確保が困難となっていることや、厳しい経済雇用情勢における賛助会費収入の伸び悩みなどの影響により、878千円の支出超過となっている。</p>	
<p>(2) 設立目的や県民ニーズに即した事業実施</p>	
<p>■ 従前からの土曜日開所を継続しているほか、研修会やセミナーなどについては、県民が参加しやすい土曜日、日曜日に開催するなど、県民の利便性向上に努めているものの、平成24年度の施設利用者数は前年度比16%減の2,272名となっている。</p> <p>■ 外国出身住民の震災当時の状況とそこから見えてきた課題等を記録として残し、また、その経験から得られた知見を全国や海外に発信していくことを社会的使命であると捉え、外国出身住民100人へのアンケート調査結果等を取りまとめた「東日本大震災と原発事故に関わる福島県の外国出身住民の状況報告書」を作成したことは、他自治体や地域国際化協会等の今後の災害対策に寄与できたものと評価できる。</p>	
<p>(3) 民間等との役割分担・環境の変化を踏まえた今後の方向性</p>	
<p>■ 平成23年10月4日に新公益法人制度上の公益財団法人に移行していることから、今後とも公益認定基準を遵守しつつ、公益目的事業の実施に努めていく必要がある。</p> <p>■ 厳しい財務状況が継続し赤字基調の改善には至っていないことから、賛助会費収入の確保はもとより、国や関係機関、民間団体の助成制度の活用など、多様な財源の確保に努めるとともに、今後の組織人員体制についても検討していく必要がある。</p>	

<p>公社等名称</p>	<p>社会福祉法人福島県社会福祉事業団</p>
<p>(1) マネジメントサイクルによる主体的・自主的な公社等経営</p>	
<p>■ 平成14年3月に経営改革の基本方針となる「経営改革指針」を策定した後、平成16年1月に具体的な実行計画として「経営改革事業実施計画書」、平成17年3月に指定管理者制度導入を踏まえた「経営改革事業実施計画見直し計画」を策定している。平成25年3月には、今後10年間の運営指針として「良質な福祉サービスの継続的、安定的な提供」と「一層の経営基盤の強化」を両輪とした新たな中期経営計画を策定するなど、主体的・自立的な法人運営を進めていることは評価できる。</p> <p>■ 平成24年度収支は、職員の新陳代謝に伴う人件費減、管理栄養士の配置により診療報酬に係る栄養管理実施加算を取得するなどの収入増等により83,974千円の黒字となっている。</p>	
<p>(2) 設立目的や県民ニーズに即した事業実施</p>	
<p>■ 平成24年度から、障害者自立支援法等の一部改正による相談支援の充実等に伴い、「地域生活支援センターいなわしろ」を活用した「福島県障害福祉サービス基盤整備支援アドバイザー事業」の開始や「地域生活支援センターけんなん」を設置するなど、新たな相談支援事業の展開が図られていることは評価できる。</p> <p>■ 苦情解決制度やお客様の幸せづくり提案制度など入所者や家族等の声を聞き取り、サービスに反映させる環境づくりに積極的に取り組む姿勢が認められる。</p>	
<p>(3) 民間等との役割分担・環境の変化を踏まえた今後の方向性</p>	
<p>■ 県立社会福祉施設等の指定管理者として、当該施設の管理運営を行っているが、事業団が有している経営資源や経営的ノウハウ等を活用し、更なるサービス向上策について継続的に検討していく必要がある。</p> <p>■ 原子力発電所事故に伴い太陽の国に避難している浪江ひまわり荘については、浪江町への帰還時期が不透明な状況にあることから、利用者へのサービス提供や処遇に支障を来さぬよう、十分に配慮し業務を継続する必要がある。</p> <p>■ 飯坂ホームについては、移転改築が懸案となっていたが、平成25年度に「飯坂ホーム改築準備委員会」が設置されるとともに、「福島県飯坂ホーム移転改築事業」として着手されたことから、平成27年度竣工に向け、計画的に事業を推進していくことが求められる。</p>	

<p>公社等名称</p>	<p>公益財団法人福島県産業振興センター</p>
<p>(1) マネジメントサイクルによる主体的・自主的な公社等経営</p>	
<p>■ 平成22年度から平成24年度までの3か年を期間とする「中期経営計画」を策定し、事業ごとに成果目標を定めるとともに、法令遵守やマネジメントサイクルも規定し、適切に自己評価を実施している。</p> <p>■ 平成24年度は、復興支援に係る資金貸付事業の実施に伴う貸倒引当金を計上したこと等により、正味財産が1,163,291千円減少している。</p> <p>これは、将来のリスクに備えたものであり、実際の支出を伴うものではないが、今後、更に正味財産の大幅な減少が継続した場合には、財団法人としての運営上の支障が生じかねないことから、改善に向けた検討及び今後の適正かつ徹底した債権管理が必要である。</p>	
<p>(2) 設立目的や県民ニーズに即した事業実施</p>	
<p>■ 平成24年度は、引き続き中核的中小企業支援機関として、「被災中小企業施設・設備整備支援事業」により、東日本大震災で被害を受けた中小企業者等に対する貸付けや、「原子力災害に伴う特定地域中小企業特別資金事業」により、原子力発電所事故により移転を余儀なくされた被災区域等に事業所を有する中小企業等に対し、事業を継続・再開するための貸付けなどの資金支援事業を行った。</p> <p>また、復興相談に関する総合窓口である「福島県産業復興相談センター事業」を実施し、延べ1,016件の相談対応や震災被害からの再生に伴い二重ローンに苦しむ事業者を支援するための既往債権買取を13件実施した。</p> <p>加えて、公の施設の指定管理者として、福島県産業交流館では災害復旧工事を経た再オープン後の運営を円滑に行い、コラッセふくしまの管理業務では過去最高の会議室稼働率となるなど、ニーズを捉えた取組を実施したことは評価できる。</p>	
<p>(3) 民間等との役割分担・環境の変化を踏まえた今後の方向性</p>	
<p>■ 平成22年7月1日に新公益法人制度上の公益財団法人に移行していることから、今後とも公益認定基準を遵守しつつ、公益目的事業の実施に努めていく必要がある。</p> <p>■ 自主事業の実施に当たっては、県内中小企業のニーズを十分把握した上で、商工団体等関係機関との連携や役割分担を考慮しながら、震災等により影響を受けた県内経済に即応した機動性の高い事業を効果的・効率的に行っていくことが求められる。</p> <p>■ 平成25年度当初においては、常勤役職員43名中3名が県派遣職員となっている。引き続き、センターの主体性、自立性の発揮に向けて、プロパー職員の採用、養成により、県派遣職員の段階的な削減を検討していく必要がある。</p>	

<p>公社等名称</p>	<p>公益財団法人福島県観光物産交流協会</p>
<p>(1) マネジメントサイクルによる主体的・自主的な公社等経営</p>	
<p>■ 「中期事業・運営計画」を策定し、観光集客の目標、収益事業の運営目標、経営基盤の回復・強化を図るための収支目標を定め、目標達成のための経営方針や事業の体系を規定している。また、当該計画等の修正や次期計画策定への反映のため、消費者及び生産者に対するアンケート調査、バイヤーからの情報収集などに努めるなど、環境変化や住民ニーズを捉えた主体的な経営に取り組んでいることは評価できる。</p>	
<p>(2) 設立目的や県民ニーズに即した事業実施</p>	
<p>■ 収益事業において「運営目標」及び「収支目標」を掲げ、一部で売上額、経常利益の目標を達成できなかった施設があったが、全体として目標額を達成している。</p> <p>■ 観光物産館・ふくしま市場・観光交流館については、企業又は各種団体からの震災復興支援の申出を踏まえた物産展やイベントへの積極的な出店販売等により、売上額及び経常利益が目標を上回った。 また、浄土平レストハウスについては、磐梯吾妻スカイライン及び浄土平駐車場の無料化等により、利用客が増加したことに伴い、また団体客の増加により経常利益が目標を上回った。くろがね小屋も登山客の増加により目標を達成している。 一方で、物産展は復興支援物産展の減、天鏡閣は震災被害による建物の一部閉館及び料金の減免により、目標額を下回った。</p> <p>■ 職員の質・接遇の向上等を図る研修を継続的に実施し、物産の振興と風評払拭、県産品の販路拡大を目的とした様々な取組が実施されていることは評価できる。</p>	
<p>(3) 民間等との役割分担・環境の変化を踏まえた今後の方向性</p>	
<p>■ 震災や原子力発電所事故からの復興途上にある本県において、観光・物産販売は依然として従前の水準には回復せず、また、一時の復興支援の動きも鈍りつつあることから、今後とも県の観光振興策と連携を図りながら、正確な情報発信や県産品の魅力や安全性の周知を図り、収益の確保に努めていく必要がある。</p> <p>■ 観光物産館及び天鏡閣の指定管理者として、引き続き当財団が有している経営資源やこれまでの経営ノウハウ等をいかし、更なるサービス向上と利用者の拡大を図っていく必要がある。</p> <p>■ 平成25年4月1日に新公益法人制度における公益財団法人へ移行しており、公益法人として公益目的事業を確実に実施するとともに、県産品及び観光振興事業などを通じた収益の確保により安定的な経営を行っていく必要がある。</p>	

<p>公社等名称</p>	<p>財団法人福島県農業振興公社</p>
<p>(1) マネジメントサイクルによる主体的・自主的な公社等経営</p>	
<p>■ 平成24年3月、平成24年度から28年度までを計画期間とする第四次経営合理化計画を新たに策定し、業務の効率化や経費の節減を図り、単年度収支の改善を基本とする経営の健全化と長期保有地の解消に努めているものの、平成24年度収支は、公益財団法人移行に向け、棚卸資産である保有地を時価評価したこと等により、累積欠損金が約10億5,700万円となるなど、財務状況は以前にも増して厳しい状況となっていることから、早急に改善を図っていく必要がある。</p>	
<p>(2) 設立目的や県民ニーズに即した事業実施</p>	
<p>■ 農地保有合理化事業については、個別相対による調整ではなく、地域の合意に基づく集団的な利用調整により面的にまとめ、効率的で生産性の高い農地利用の実現を目指すなど、全国的にも先進的な取組を行っている。</p> <p>■ 就農支援関係事業については、就農相談件数が前年度比12件増の74件となったものの、新たな職業として農業が注目されていた原子力発電所事故前と比較するとほぼ半減している。</p> <p>■ 特定鉱害復旧事業については、東日本大震災とその後の余震等により発生した浅所陥没等事故18箇所の復旧を実施した。</p>	
<p>(3) 民間等との役割分担・環境の変化を踏まえた今後の方向性</p>	
<p>■ 農業従事者の減少や高齢化など農業生産構造が急速に変化する中、耕作放棄地の増加、農産物販売価格の低迷などによる農業所得の減少に加え、東日本大震災による被害並びに原子力発電所事故による被害など、本県の農業、農村及び公社を取り巻く環境が非常に厳しいものとなっていることを踏まえ、平成25年度から県の財政支援により、公社の財務の健全化を図ることが決定されたものの、公社においても独自の取組を強化し、経営状況の改善に努めていく必要がある。</p> <p>■ 開発関連長期保有地については、早期解消が求められており、今後も引き続き関係機関との協議を重ねるなど処分に向けた取組を強化する必要がある。 一般長期保有地については、売渡しが大きく進み、残り僅かとなったことから、全てが早期に処分できるよう取組の継続が必要である。</p> <p>■ 平成26年4月1日からの公益法人化を目指していることから、計画的に手続を進めていく必要がある。</p>	

<p>公社等名称</p>	<p>社団法人福島県林業公社</p>
<p>(1) マネジメントサイクルによる主体的・自主的な公社等経営</p>	
<p>■ 平成18年5月に「改訂第2次改善計画」を策定するとともに、平成19年5月に「改訂第2次改善計画分期計画」、平成22年5月に「改訂第2次改善計画後期分期計画」を策定し、公社自ら管理経費の縮減や事業の適正化、土地所有者の協力による分収割合の見直しを進めるなど、経営の抜本的な改善策に取り組んでおり、「林業公社経営改善進行管理委員会」による計画の進行管理、次年度事業計画への反映など、マネジメントサイクルが確立されている。</p> <p>■ 平成24年度収支は間伐材売却収入の増等により30,268千円の黒字、また、当期正味財産も林業公社会計基準を適用したことにより12,384,329千円の増となっているものの、投入した資金が収益として回収されるまで長期間を要するという分収林事業の特殊性から、事業費の大半を県や日本政策金融公庫（旧農林漁業金融公庫）の長期借入金等に依存しており、同年度決算ベースでは、約503億円もの長期債務を抱え、木材価格の長期低迷や労働賃金の上昇などの経営の外部環境の変化から、将来の見通しが不透明なまま、莫大な金利負担を余儀なくされている非常に厳しい経営状況が継続している。</p>	
<p>(2) 設立目的や県民ニーズに即した事業実施</p>	
<p>■ 長期収支改善策の1つである土地所有者の協力による分収割合の変更契約については、平成24年度末契約件数で約65.0%の進捗状況となり、市町村契約、財産区契約についてはともに98%に達している。</p> <p>今後とも、粘り強い交渉や説明会の開催などにより、土地所有者の理解が得られるよう全力で取り組む必要がある。</p>	
<p>(3) 民間等との役割分担・環境の変化を踏まえた今後の方向性</p>	
<p>■ 平成26年4月1日からの公益法人化を目指していることから、計画的に手続を進めていく必要がある。</p> <p>■ 木材価格等の販売環境動向を見極めつつ、木質バイオマスへの材の供給等、新たな収入増加策を積極的に進める必要がある。</p> <p>■ 「改訂第2次改善計画」については、平成25年度末で計画期間が満了となることから、期間中の取組を総括・評価した上、経営改善を図るための新たな計画策定に結びつける必要がある。</p>	

<p>公社等名称</p>	<p>公益財団法人福島県栽培漁業協会</p>
<p>(1) マネジメントサイクルによる主体的・自主的な公社等経営</p>	
<p>■ 平成22年6月に策定した「第Ⅱ期経営計画」において、平成26年度の経営目標とその実行に向けたアクションプランを作成し、これまで重点的に取り組んできたところである。</p> <p>しかしながら、東日本大震災による津波により施設が大破した上、原子力発電所事故により所在地への立入が制限されているなど、協会を取り巻く環境が激変したことから、期間満了を待たず現計画を見直す必要がある。</p> <p>■ 平成24年度収支は、前期繰越金の一部を基本財産に積み増すなど、公益法人への移行に当たり必要な財務上の整理を行ったことにより、23,407千円の支出超過となったものの、正味財産については、前年度より39,093千円増加していることから、経営に支障を及ぼすものではないものと認められる。</p>	
<p>(2) 設立目的や県民ニーズに即した事業実施</p>	
<p>■ 国の「被災海域における種苗放流支援事業」を活用し、平成24年3月から独立行政法人水産総合研究センター増養殖研究所南伊豆庁舎において、福島県沿岸に放流するためのエゾアワビ種苗の生産業務に着手した。</p> <p>また、同年4月からは公益社団法人新潟県水産振興協会村上事業所において、ヒラメ種苗の生産業務に着手し、同年7月に相馬市海域に10万尾の稚魚を放流したことは、本県の「つくり育てる漁業」再生の一步を踏み出したものと評価できる。</p>	
<p>(3) 民間等との役割分担・環境の変化を踏まえた今後の方向性</p>	
<p>■ 平成25年4月1日に新公益法人制度上の公益財団法人に移行したことから、今後とも公益認定基準を遵守しつつ、公益目的事業の実施に努めていく必要がある。</p> <p>■ 県が進める水産種苗研究・生産施設（仮称）の復旧と合わせ、業務内容、生産規模に対応した組織・人員体制の検討が必要である。</p>	

<p>公社等名称</p>	<p>公益財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団</p>
<p>(1) マネジメントサイクルによる主体的・自主的な公社等経営</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 平成25年8月、平成25年度から平成34年度までの10か年を期間とする新たな中長期計画を策定した上、経営基盤の強化等に努めているなど、自主的・主体的に取り組んでいることは評価できる。 ■ 平成24年度収支は、事業収入は減少したものの、歳出削減の取組や東京電力(株)からの賠償金収入により、概ね収支は均衡している。 	
<p>(2) 設立目的や県民ニーズに即した事業実施</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 原子力発電所事故の風評により、キャンプ場利用者が大幅に減少する中、キャンプ活動を通じて子ども達に災害時の生きる力を伝える「災害対応キャンプ」を福島県キャンプ協会や災害時に活躍した自衛隊・消防署・日赤などと連携し実施するなど、利用者拡大に向け努力していることは評価できる。 ■ 復興支援特別割引制度を財団独自に設け、日頃離れて暮らす避難者等が再開目的にオートキャンプ場を利用する際のサポートを実施するなど、県民ニーズに即した事業を展開していることは評価できる。 	
<p>(3) 民間等との役割分担・環境の変化を踏まえた今後の方向性</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 平成25年4月1日に新公益法人制度上の公益財団法人に移行したことから、今後とも公益認定基準を遵守しつつ、公益目的事業の実施に努めていく必要がある。 ■ オートキャンプ場については老朽化(特にトレーラー、温泉等の施設)が目立ち始めており、県と財団が一体となって対応を検討していく必要がある。 ■ ふくしま県民の森(フォレストパークあだたら)の指定管理者として、本県観光が厳しい状況下にあっても、当財団が有している経営資源やこれまでの経営ノウハウ等をいかし、施設の魅力を十分引き出すような取組を行い、利用者の拡大を図っていく必要がある。 	

<p>公社等名称</p>	<p>福島県道路公社</p>
<p>(1) マネジメントサイクルによる主体的・自主的な公社等経営</p>	
<p>■ 平成25年4月、観光有料道路3路線の県への移管に伴う業務縮小を踏まえた経営目標や内部組織体制の見直し等を内容とする第3期中期経営計画（平成25年度から平成27年度）を策定し、自主的・主体的な経営が行われている。</p> <p>■ 平成24年度収支は、観光有料道路3路線の無料開放に伴う県からの補助金収入、原子力損害賠償金、福島空港道路の料金収入の増加等により、19,763千円の黒字となっている。</p>	
<p>(2) 設立目的や県民ニーズに即した事業実施</p>	
<p>■ 平成24年度の観光有料道路3路線の通行台数は、前年度に引き続き無料開放措置が行われ、その積極的な広報に努めたこと等により、震災前の平成22年度比196%の611,306台となり、原子力発電所事故で冷え込んでいた県内観光の誘客に大きく貢献できたものと評価できる。</p> <p>また、福島空港道路の通行台数についても、震災に伴う災害復旧工事が完了し、平成24年度に実質的な全線開通を迎えたこと等により、平成22年度比167%の409,189台となった。</p>	
<p>(3) 民間等との役割分担・環境の変化を踏まえた今後の方向性</p>	
<p>■ 平成26年度から、観光有料道路3路線及び土湯道路の管理業務が終了し、公社業務は、福島空港道路及び駐車場の管理のみと大幅に縮減されることから、業務の実態に即した組織・人員体制への見直しが必要である。</p> <p>■ 福島空港道路については、利用促進を図るとともに、コスト削減に努め、経営状況の改善を図っていく必要がある。</p>	

<p>公社等名称</p>	<p>一般財団法人ふくしま市町村支援機構</p>
<p>(1) マネジメントサイクルによる主体的・自主的な公社等経営</p>	
<p>■ 平成24年6月1日の一般財団法人移行にあわせ、経営理念として「信頼される組織」「永続する組織」及び「幸福の基盤」の3本の柱を掲げ、その実現のための行動指針として平成24年度から3か年にわたる「中期経営計画」を策定し、各種事業を実施した上、各主要施策の自主事業評価を行うなど、自主的・主体的な経営が行われている。</p> <p>■ 平成24年度収支は、市町村からのインフラ整備に係る土木事業や除染事業の受注が大幅に増加したことから、39,319千円の黒字となっている。</p>	
<p>(2) 設立目的や県民ニーズに即した事業実施</p>	
<p>■ 東日本大震災及び豪雨災害等の被災市町村に対し、復旧・復興のための災害事前調査や技術的アドバイス等を行うとともに、公共事業サポート事業として、専任職員を配置、駐在させるなど積極的な支援を実施したことは評価できる。</p>	
<p>(3) 民間等との役割分担・環境の変化を踏まえた今後の方向性</p>	
<p>■ 平成24年6月1日に非営利型の一般財団法人に移行したことから、今後とも、市町村等の公共事業の執行支援はもとより、大震災や豪雨災害の復旧・復興支援、更には除染業務の支援等、良質な社会資本整備と地域社会の発展等に貢献しつつ、健全な経営を継続するため、収益確保に努めていく必要がある。</p>	

<p>公社等名称</p>	<p>公益財団法人福島県都市公園・緑化協会</p>
<p>(1) マネジメントサイクルによる主体的・自主的な公社等経営</p>	
<p>■ 平成21年度から平成25年度までの5年間を期間とする「(財)福島県都市公園・緑化協会中期経営計画」を策定し、経営の基本的方針や事業ごとの具体的な成果目標を定め、進行管理を行い、計画の実現に向け努力している。</p> <p>■ 平成24年度収支は、自転車貸出収入等の収益事業が好調であったこと等から、18,919千円の黒字となっている。</p> <p>また、管理費比率、人件費比率が低下傾向にあり、法人経営の効率性が高まってきたものと評価できる。</p>	
<p>(2) 設立目的や県民ニーズに即した事業実施</p>	
<p>■ 平成24年度は、放射線量の影響により、公園利用者が大幅に減少することも懸念されていたが、事業計画に基づく事業実施、復興イベントとしての国際試合・全国大会などのスポーツ大会、体育館での著名な歌手のコンサートの開催等により、あづま総合運動公園の利用者数は、平成22年度比50万人増の189万人の利用となった。</p> <p>また、福島空港公園は約42万人、福島市民家園は約33万人、須賀川市市民の森は約6千人と目標値を4～14%上回ったものの、逢瀬公園・緑化センターについては、放射線量の影響から約14万人と目標の93%にとどまった。</p> <p>■ 原子力発電所事故以降、外遊びを控えている子どもたちのために、前年度に引き続き、あづま総合体育館の軽運動室に屋内遊び場を設け無料開放するなど、安心して遊べる環境の提供に努めたことは評価できる。</p>	
<p>(3) 民間等との役割分担・環境の変化を踏まえた今後の方向性</p>	
<p>■ 平成25年4月1日に新公益法人制度上の公益財団法人に移行したことから、今後とも公益認定基準を遵守しつつ、公益目的事業の実施に努めていく必要がある。</p> <p>■ あづま総合運動公園、福島空港公園、逢瀬公園・総合緑化センター福島市民家園及び須賀川市市民の森の指定管理者として、今後とも、これまでのノウハウの蓄積を十分に活用し、インターネットや情報誌の発行等による効果的なPRや独自イベントの継続的な取組、周辺施設、観光関係団体との連携強化などの創意工夫により、更なる利用者の増加と収入の確保に努めていく必要がある。</p>	

<p>公社等名称</p>	<p>公益財団法人福島県下水道公社</p>
<p>(1) マネジメントサイクルによる主体的・自主的な公社等経営</p>	
<p>■ 平成22年度から5か年を対象年度とする「新中期経営計画」を策定し、経営指針を明確にするとともに、「下水道公社プラン2010進行管理部会」を設置し、定期的な進行管理を行うなど、PDCAによるマネジメントサイクルの確立に取り組んでいる。</p> <p>■ 平成24年度は、下水道工事に関する設計積算等の受託が減少したこと等により、正味財産が67,818千円減少している。</p>	
<p>(2) 設立目的や県民ニーズに即した事業実施</p>	
<p>■ 原子力発電所事故に伴い、下水汚泥から放射性物質が検出されたことにより、一部処理場を除き下水汚泥を場外搬出できない状況となったため、平成24年度は、処理場内での一時保管、減容化処理を県から受託し、対応に当たった。</p> <p>また、当該年度から、「下水道長寿命化計画策定業務支援事業」を開始し、公社が開発した「長寿命化データ処理システム」を用いて、4市町村に対し、国の「下水道長寿命化支援制度」を円滑に活用できるよう支援を行った。</p>	
<p>(3) 民間等との役割分担・環境の変化を踏まえた今後の方向性</p>	
<p>■ 東日本大震災に伴い市町村が実施する災害復旧事業への支援、流域下水道管理業務における下水汚泥対策について、県、市町村、関係機関との連携を図りながら進めていく必要がある。</p> <p>■ 震災等の影響により、県北処理区の民間一括委託導入が延期されていることから、状況を見極めつつ取組を推進し、民間一括委託方式の評価等を踏まえ組織体制等を検討するとともに、あわせて県派遣職員数を削減し、公社の自立的な経営を目指していく必要がある。</p> <p>■ 平成24年4月1日に新公益法人制度上の公益財団法人に移行していることから、今後とも公益認定基準を遵守しつつ、公益目的事業の実施に努めていく必要がある。</p>	